

ゆ

た・かな



2012年

くらし

2月号

CONTENTS

■ お知らせ
 環境にやさしい食生活 エコ・
 クッキングのアイデア募集中！
 5P

■ くらしの情報 1
 ご存じですか？
 「制服リサイクルバンク」
 5P

■ くらしの情報 2
 長年ご使用の家電製品を
 チェック
 こんな症状にご注意ください
 5P

■ 相談室から
 「敷金が戻らない…」
 賃貸住宅退去時の原状回復をめ
 ぐるトラブルが増えています！
 6P

■ 案内 1
 高齢者の消費者トラブル
 見守り事業
 7P

■ くらしの情報 3
 アナログテレビ放送終了まで
 あと1カ月！
 7P

■ 案内 2
 ・ビデオ・DVD 貸し出します
 ・特別相談
 ～多重債務無料法律相談～
 8P

節分

2月3日は節分です。節分は「季節を分ける」ことを意味し、立春・立夏・立秋・立冬それぞれの前日を指します。中でも、昔は春から新年がスタートしたため、「立春」の前日にあたる節分がもっとも重要視されて現在の形として残ったようです。

また、季節の変わり目には邪気が入りやすいと考えられています。節分に豆をまく理由は、豆は「魔滅（まめ）」に通じ、鬼に豆をぶつけることにより、邪気を追い払い、一年の無病息災を願うという意味合いがあるといわれています。

特集

新生活のスタートに向けて
 ～契約トラブルにご注意ください！～

2・3P

トピックス

2月は省エネルギー月間です

- ・続けよう「衣・食・住」の「うちエコ！」ライフ
- ・エアコンなどの買い替えを検討している方へ

4P



新生活のスタートに向けて ～契約トラブルにご注意ください！～

春は就職・進学の手頃です。一人暮らしなど新しい生活を始める人が新たな契約を結ぶ機会も多くなり、トラブルが生じやすい時期です。

また、社会経験の浅い若者をねらった契約トラブル等が増える時期でもありますので、慎重に契約するとともに、トラブルを避けるためのポイントを知ってトラブルにあわないように注意しましょう！

引越に多いトラブル

引越で多い相談は、「家具に傷がついた」「収納ケースの荷物が5個なくなった」などといった荷物の破損・紛失に関する相談です。



知っておきたいこと！

引越には、国土交通省で定めた一般的なルール「標準引越運送約款」があります。引越事業者は見積書と一緒にこの約款を提示することになっていますので、面倒くささらず目を通してみましょう。

標準引越運送約款のポイント

- 見積もりは無料です。(ただし事前に申込者の了解を得た場合は、下見に要した費用が請求されることもあります)
- 見積もりの際に、内金・手付金などは支払う必要ありません。
- 解約・延期手数料は、引越事業者の引越荷物の受取日の前日で見積もり運賃の10%以内、当日で20%以内です。
- 荷物の破損や紛失についての引越事業者の責任は、荷物を引渡した日から3カ月以内となっています。

トラブル防止策



見積もりは必ず数社から



引越後の荷物の確認は早めに

新聞勧誘のトラブル

訪問販売による新聞購読契約に関する相談が後を絶ちません。

「契約すれば1万円分の商品券をあげるから」「景品としてビール券、洗剤を差しあげます」「いつでも解約できるから」「名前だけでも貸してほしい」などと強引でしつこく勧誘され契約してしまったといった相談が多く寄せられています。



知っておきたいこと！

新聞の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」で規制され、契約内容を明らかにする書面（契約書等）を受け取ってから8日以内であれば、無条件でクーリング・オフ（契約を解除すること）ができます。

また、勧誘時に提供できる景品類は、景品表示法に基づき、取引価額の8%または6カ月分の購読料金の8%に制限されています。

トラブル防止策



強引な勧誘や過大な景品の提供に惑わされず、必要のないものはキッパリ断る。



契約書は必ず内容を確認し、自分で記入・押印し契約期間満了まで保管しておく。

若者をねらった契約トラブル

「あなたが特別に選ばれました！」

と電話で呼び出されて出かけてみると…

会員になれば旅行が格安！ 会員には形だけ英会話の教材を買ってもらうことになっています。

クレジットだから楽に払えるわよ。割引イベント情報もどっさりよ。

え～！ 旅行が当たったんじゃないの？

教材なんていらぬのに…



アポイントメントセールス

販売目的を隠して電話やメールなどで呼び出し、喫茶店や営業所などで商品やサービスの契約をさせる商法です。

トラブル防止策



必要のないものはキッパリ断る。



知らない人からの誘いには安易に応じない。



「当選・特典」に惑わされない。

「美容についてのアンケートに協力してもらえませんか？」

と路上で呼び止められ、営業所についていくと…

まあ大変。このままだとお肌がぼろぼろよ。

この美顔器と美白化粧品セットを使えば大丈夫。クレジットなら月々1万円ぐらいで買えるのよ。

アンケートに協力しようと思ったんだけど…



キャッチセールス

駅や繁華街などの路上で、「アンケートにご協力を」などと言って呼び止め、喫茶店や営業所などに連れて行き、契約しないと帰らせてもらえない雰囲気させて、商品やサービスの契約をさせる商法です。

トラブル防止策



簡単について行かない。



強引な勧誘はキッパリ断る。

「簡単にもうかるバイトがあるんだけど」

と先輩や友人に誘われて…

友達を2人紹介すれば紹介料が入るよ。

紹介料ですぐに自分の支払分は取り戻せるから。



みんなに断られちゃったよ。支払いどうしよう…

マルチ商法

「ネットワークビジネス」とかたって友達を誘い、会員にすることでマージン（利益）を得る商法です。

トラブル防止策



うまい話に要注意！

「必ずもうかる」おいしい話はありません。



少しでも疑問を感じたら契約しない。

被害にあわないための5つのポイント

Point 1

本当に必要ですか？ 必要ないときは勇気を持ってキッパリ断りましょう。

Point 2

高額なものの契約やうまい話には要注意！

Point 3

その場ですぐ決めで、家族や友人に相談しましょう。

Point 4

約束した事項は、契約書に必ず書いてもらいましょう。

Point 5

契約書や申込書の内容をよく読んで確認してから署名（サインすること）・捺印（印かんを押すこと）をしましょう。

困ったときは早めにご相談ください。



消費生活相談
ダイヤル

なやむな
022-268-7867

相談時間：午前9時～午後6時（年末年始を除く毎日）

2月は省エネルギー月間です 続けよう「衣・食・住」の「うちエコ！」ライフ

2月4日は立春。暦の上では春ですが、この時期は1年の中で最も寒く、灯油やガス、電気などの暖房器具でエネルギーの消費が増えるため、2月は「省エネルギー月間」とされています。

東日本大震災の影響による電力不足から、各方面で節電対策が実施されていますが、地球環境を考えるとうえでもこのような取り組みを続けていくことが大切です。

暖房時の室温 20℃設定で心地よく過ごすことのできるライフスタイル「WARMBIZ^{ウォームビズ}」をオフィスから家（うち）の中に取り入れた「うちエコ！」は、誰もが気軽に取り組める温暖化対策。「衣・食・住」のちょっとした工夫で、部屋の暖房効率や体感温度を上げることができ、経済的にもお得です。

「うちエコ！」の実践で、過度な暖房に頼らず快適に過ごすことのできるライフスタイルを続けましょう。

「衣」の「うちエコ！」で体をあたためる！



- 外気にふれやすい首、手首、足首をスカーフや厚手の靴下などであたためましょう。
- おなかが冷えやすい人は腹巻をする、寒がりの人は軽くてあたたかいダウン素材の防寒着を着るなどの工夫をして、体幹をあたためましょう。

「食」の「うちエコ！」で体の中からあたたまる！



- 朝食をしっかりとして体をあたためましょう。
- 体のあたたまる食品（大根、ニンジンなどの根菜や生姜、ニンニクなどの香味野菜）をとりましょう。
- 煮込み料理、汁もの、鍋料理などあたたかい料理であたためましょう。

「住」の「うちエコ！」で適度な温度、湿度を保つ！



- こまめな温度調節をこころがけ、室内の温度を 20℃以下に保ちましょう。
- 湿度によって体感温度は変わるもの。加湿器を置いて湿度を適正に保ちましょう。
- カーテンは厚手で丈の長いものにするなど、窓から熱を逃がさない工夫や冷気が室内に入り込むのを防ぎましょう。

出典：環境省 チャレンジ25キャンペーン ウォームビズ <http://www.challenge25.go.jp/practice/warmbiz/warmbiz2011/>

エアコンなどの買い替えを検討している方へ

エアコン・テレビ・電球・蛍光灯照明器具・温水洗浄便座の買い替えを検討している方は、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」(URL <http://shinkyusan.com>) を参考にしてください。

今お使いの製品と買い替え予定の製品の年間消費電力量・電気代・CO2 排出量などを簡単に比較することができます。

出典：環境省 チャレンジ25キャンペーン 省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」



省エネ製品買換ナビゲーション
「しんきゅうさん」モバイル版



お知らせ

環境にやさしい食生活 エコ・クッキングのアイデア募集中!

「食材を使い切ってごみ減量」、「ガス・電気・水道を節約して地球温暖化防止」など、皆さまがご家庭で実践しているアイデアをご応募ください。採用されたアイデアに粗品進呈、また、次号以降の本誌「ゆたかな暮らし」でご紹介させていただきます。

応募資格 仙台市在住または通勤・通学の方

応募方法 郵便・メール・FAXのいずれかにて、住所・氏名・年齢・電話番号・職業を明記、写真がある場合は1枚添付してお送りください。(写真は返却できませんのでご了承ください。)

- 郵便 〒980-8555 (住所記入不要)
仙台市消費生活センター「ゆたかな暮らし」係
- メールアドレス sim004140@city.sendai.jp
※メールの件名に「エコ・クッキングアイデア」と明記してください。
- FAX 022-268-8309
- お問い合わせ 022-268-7040

応募締め切り：平成24年2月24日(金)

【個人情報の取り扱いについて】

ご応募の際にご提供いただきました個人情報につきましては、当消費生活センターからのご連絡や本誌掲載以外の目的に使用したり、第三者に提供したりすることはありません。当消費生活センターが責任をもって管理します。



採用された
アイデアに
エコグッズを
プレゼント!

くらしの 情報1

ご存じですか? 「制服リサイクルバンク」

「制服リサイクルバンク」は、NPO法人 仙台・みやぎ消費者支援ネットが行っている環境保全活動です。

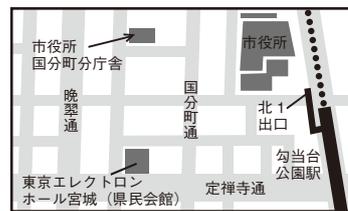
ご不要になった市内中学・高等学校の制服を無料で引き取り、クリーニングやほつれなどの修繕をしてから、必要な方に実費相当の安価でお譲りしています。

利用方法 制服をお譲りできる方は、通学している児童・生徒に限られています。詳しくは、下記事務局へお問い合わせください。

提供方法 下記事務局へ電話でご連絡のうえ、直接お持ち込みください。

お問い合わせ

- 事務局 NPO法人 仙台・みやぎ消費者支援ネット
- 開所日時 月・水・金曜日の11:00～16:00
- 住所 仙台市青葉区国分町3-10-10 (市役所国分町庁舎3階)
- 電話 022-265-9469



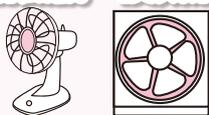
くらしの 情報2

長年ご使用の家電製品をチェック☑ こんな症状にご注意ください

物を大切に使うことは大事なことです。長年ご使用の家電製品は、熱、湿気、ホコリなどの影響によって内部の部品が劣化し、発煙・発火のおそれがあります。

火災などの事故を防ぐために、もし次のような症状がみられる場合は、電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜いて、購入した販売店またはメーカーなどに相談しましょう。

扇風機・換気扇



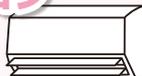
- スイッチを入れてもファンが回らない。
- ファンの回転が異常に遅かったり不規則。
- 回転するときに異常な音や振動がする。
- モーター部分が異常に熱かったり焦げ臭いにおいがする。
- 電源コードが折れ曲がったり破損している。
- 電源コードに触れるとファンが回ったり回らなくなったりする。

洗濯機



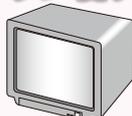
- 脱水中にふたを開けても15秒以内で止まらない。
- 給水ホースや蛇口の継ぎ手からの水漏れや水漏れの跡がある。
- 焦げ臭いにおいがする。
- スイッチを入れても動かない。
- 長年、電源プラグをさしたままでホコリや湿気がたまっている。
- アース線がアース端子からはずれている。
- 運転中に異常な音や振動がする。

エアコン



- 電源コードやプラグが異常に熱い。
- 電源プラグが変色している。
- 焦げ臭いにおいがする。
- ブレーカーが頻繁に落ちる。
- 取付部品が腐食していたりゆるんでいる。
- 室内機から水漏れがする。

ブラウン管テレビ



- 電源スイッチを入れても映像や音が出ない。
- 電源スイッチを切っても映像や音が消えない。
- 上下または左右の画像が欠けて映る。
- 映像がチラついたり揺れたりする。
- 変なおいがしたり、煙が出たりする。
- ジージー、パチパチなどの異常な音がする。
- 内部に水や異物が入った。
- 電源コードに傷や破れがある。

出典：経済産業省(リーフレット)「長年ご使用の家電製品にこんな症状が出ていませんか?」

「敷金が戻らない…」賃貸住宅退去時の原状回復をめぐるトラブルが増えています！



「退去時に敷金は戻ってくるものと思っていたのに返金額が少ない」「クロス全面張替えなど敷金を超える原状回復費用を請求された」など、賃貸住宅を退去する際の原状回復をめぐる敷金返金に関するトラブルの相談が多く寄せられています。

相談事例

3年間住んだ賃貸アパートを退去した。タバコも吸わないし、こまめに掃除してきたのに使って住んでいたため、入居時に支払った敷金は全額返金されるものと思っていた。ところが、貸主からハウスクリーニング、クロス張替え費用として、逆に追加費用を求められた。支払わなければならないか。



アドバイス

賃貸借契約が終了すれば、借主は建物（部屋）を明け渡さなければなりません。このとき、借主は建物（部屋）を元の状態に戻す「原状回復義務」があります。

ここでいう「原状回復義務」とは、部屋を入居時の状態に戻すことではなく、借主の故意・過失により住宅を破損した場合に負う義務をいいます。したがって、経年変化、自然損耗、通常使用による変化まで借主が負担する必要はありません。

退去時の原状回復費用負担について、納得がいかない場合は、請求の明細を求めて、貸主と十分話し合みましょう。それでも納得できない場合は、弁護士や司法書士など法律の専門家などに相談して見解を求めてみましょう。

なお、原状回復については、国土交通省が示した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（ガイドライン）」＊を参考にしてください。強制力はありませんが、望ましい考え方が示されており、理論的な根拠となります。

＊国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm>（概要）
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/honbun.pdf>（本文）

「敷金」って？

アパートや住宅を借りるときに、家賃の滞納や損害が生じたときに備えて、貸主に預ける保証金です。家賃の未払いや借主の故意による破損に対する補修費用があった場合には、これらを精算して返還されます。

「原状回復」って？

国土交通省の「ガイドライン」では、原状回復を「賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務（住宅賃貸借契約における借主は契約期間中、相当の注意を払って物件を使用、管理しなければならない。）違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること。」と定義し、原状回復は「賃借人が借りた当時の状態に戻すことではない」ことを明確化しています。

（参考）貸主・借主がそれぞれ負担すべきと考えられる一般的な事例

貸主負担（経年変化、通常損耗等による変化）	借主負担（不注意や不具合の放置等による汚損）
<ul style="list-style-type: none"> ・家具の設置によるカーペットなどのへこみ ・日照などによる畳や壁紙の変色 ・壁に貼ったポスターや絵画の跡 ・鍵の取替え（破損、紛失ではない場合） ・専門業者による全体のハウスクリーニング（通常の手入れをしている場合） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・台所や換気扇等の油汚れ、すす ・結露を放置したことにより拡大したカビ ・壁等のくぎ穴、ネジ穴（下地ボードの張替えが必要程度のもの） ・引っ越し作業で生じたひっかきキズ ・飼育ペットによる柱等のキズ ・風呂、トイレの水垢、カビ など

トラブルを未然に防止するためのポイント

① 入居前の確認

契約をする前に契約書をよく読んで、原状回復に関する特約の有無や一方的に賃借人に不利な内容になっていないかなど確認し、納得してから契約しましょう。

② 入居時の確認

入居時に部屋の状況を貸主立会いで確認し、写真を撮るなどして、使用開始時の記録を残しておきましょう。



③ 退去時の確認

退去時には双方でチェックを行い、修理箇所を確認しましょう。

「高齢者の消費者トラブル見守り事業」

高齢者を狙う悪質商法の手口は、実にさまざまで、巧妙化する傾向にあり、高齢者の消費者トラブルは後を絶ちません。

このような状況に対応するため、仙台市消費生活センターでは、高齢者と日常的に接している方々と連携をとりながら高齢者の様子を見守り支えていく「高齢者の消費者トラブル見守り事業」を実施しています。

高齢者の消費者トラブルの早期発見・救済および被害の拡大防止を図るためには、高齢者ご本人が問題意識を高めることはもちろんですが、ご家族や周りの方々にも日頃から高齢者の様子を気にかけていただき見守り、支えていくことが必要です。

事業の内容

出前講座

高齢者、高齢者に身近に接しているケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員およびボランティアの方々などを対象とした「出前講座」を実施しています。

- **講座の内容** 高齢者を狙う悪質商法の手口、被害発見のポイント、被害発見時の対応など
- **費用** 無料

啓発冊子等の配布

「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」および「高齢者消費者トラブル防止啓発用ステッカー」を配布しています。



メール配信による情報提供

ご登録いただいた方に、消費者トラブル情報などをメールにより配信しています。

- **パソコンから登録**



仙台市メール配信サービス 検索

- **携帯電話から登録**



* 詳しくは、仙台市 HP「仙台市メール配信サービスのご案内」をご覧ください。

お申し込み・お問い合わせ

仙台市消費生活センター
 電話 022-268-7040 FAX 022-268-8309
 受付時間 9:00～18:00 (年末年始を除く毎日)

アナログテレビ放送終了まで あと 1 カ月!

宮城県のアナログテレビ放送は、今年の 3 月 31 日に終了します。

地デジに関するご相談は

デジサポ宮城 ☎ 022-745-1500 へ

(総務省 宮城県テレビ受信者支援センター)

地デジチューナーの無償給付について

- 東日本大震災により一定以上の被害を受けた世帯^{*1}、経済的に地デジの準備ができない世帯^{*2}に、地デジチューナー (1 台) の無償給付が行われます。

【申込期限: 2012 年 3 月 31 日まで (消印有効)】

※1 半壊、半焼、床上浸水以上の被害または 1 カ月以上の避難勧告などを受けた世帯

※2 NHK 放送受信料全額免除または市民税非課税世帯

- 申し込みに必要な書類は、下記へご確認ください。

総務省 地デジチューナー支援実施センター
0570-023724



地デジ移行に便乗した悪質商法にご注意!

テレビ調査員や工業者を名乗る不正請求や必要のない機器を売りつける悪質商法にご注意ください。

案内 2

ビデオ・DVD貸し出します

仙台市消費生活センターでは、消費生活関連のビデオとDVDを無料で貸し出しています。ぜひご利用ください。センターのホームページで貸し出しビデオ・DVDの一覧がご覧いただけます。(http://www.city.sendai.jp/tetsuzuki/sodan/shohi/index.html)
ご希望の方は仙台市消費生活センター(022-268-7040)へお問い合わせください。

おすすめ DVD コーナー

「悪質商法捕物帳」24分

あらっ！羽毛布団が
こんなに！？
こっちは浄水器も…！



対象 高齢者を見守るご家族・ヘルパーさんや地域の方

内容 利殖商法・催眠商法・次々販売・携帯電話などのトラブル回避のポイントを解説

「それでもお金、借りますか？ ～多重債務の落とし穴～」 27分



対象 社会人になったばかりの方やこれから社会人になる方

内容 消費者金融・クレジットカード・連帯保証人について多重債務に陥る危険性と注意点・解決方法について解説

新着 DVD コーナー

NEW! 「ネット世界の歩き方」 17分



「子どもたちとネット世界」 18分

対象 ☆小学生(中学年・高学年) ☆保護者・教員
※2部構成になっています

内容 「無料着ウタ」のワナ「無料オンラインゲーム」の落とし穴 SNS・アバター・プロフ・チャットなどの基礎知識 料金のしくみや家庭のルールについて など

保護者や先生方に役立つ DVDが新しく入りました!



NEW!

「くらしの中の身近な製品事故」20分

対象 小学生(高学年)

内容 ・ガスこんろの事故
・石油ストーブの事故
・電子レンジの事故
・配線の事故(たこ足配線・電源プラグ) など



特別相談～多重債務無料法律相談～

次々借入をしてしまっていて返済が難しいなど、借金・多重債務問題の相談を**弁護士が無料で**お受けします。(予約制・30分)

- 相談日** 2月24日(金) 10:00～16:00 (12:00～13:00は除く)
- 場所** 仙台市消費生活センター 141ビル(三越定禅寺通り館)5階
- 協力** 仙台弁護士会
- 予約期間** 2月6日(月)～2月17日(金) 9:00～18:00
☎268-7867で受け付け
- 対象** 仙台市内にお住まいか、通勤・通学している方

借金の問題は
解決できます!!



消費生活に関する
ご相談は ●●●●

仙台市消費生活相談ダイヤル
なやむな
022-268-7867

相談時間:午前9時～午後6時(年末年始を除く毎日)

●仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号 141ビル(三越定禅寺通り館)5階

●各種講座などのお問い合わせ、この情報誌についてのご意見は

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309

*電話番号をお確かめのうえ、お間違のないようご注意ください。

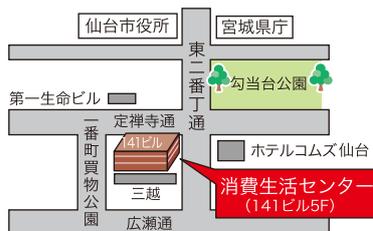
●「ゆたかな暮らし」はホームページでもご覧いただけます。

http://www.city.sendai.jp/tetsuzuki/sodan/shohi/1195011_1543.html 消費生活情報誌ゆたかな暮らし 検索

ご意見・ご感想をお寄せください。Eメールアドレス sim004140@city.sendai.jp

次号は4月発行予定です。

仙台消費生活情報誌: No.142 ゆたかな暮らし 2012年2月号 平成24年2月発行 編集・発行/仙台市消費生活センター



交通のご案内

- バスご利用の方は
商工会議所前又は定禅寺通市役所前下車 徒歩3分
(仙台駅からの所要時間約10分)
- 地下鉄ご利用の方は
勾当台公園駅下車 南1番出口より地下道で連絡
(仙台駅からの所要時間約5分)